

一般財団法人日本看護学教育評価機構

会員規則

(目的)

第1条 この規則は、一般財団法人日本看護学教育評価機構定款第56条2項に基づいて定める。

(会員の種類)

第2条 この法人の会員は次の2種とする。

(1) 正会員 この法人の目的および事業に賛同して入会した看護系大学。なお、入会は教育課程単位とする。

看護系大学とは、保健師、助産師、看護師の国家試験受験資格を取得させ得る4年制大学及び省庁大学校をいう。

(2) 賛助会員 この法人の目的に賛同し、事業を賛助するために入会した個人や団体。

(資格)

第3条 正会員は、この法人の事業を支える日本看護系大学協議会に加盟している大学であって、所定の入会申請を行い、理事会においてその入会が承認されなければならない。入会申請にあたっては、学長ならびに当該看護学教育課程の責任者の連名で行う。

2 賛助会員は、この法人の事業を賛助する個人や団体であって、所定の入会申請を行い、理事会においてその入会が承認されなければならない。

(入会手続き)

第4条 入会を希望する者は、入会申請書に必要事項を記載し、提出しなければならない。

2 受理した入会申請書はこの法人で保管するものとする。

3 入会が承認された会員には、理事長名で入会承認通知書（発刊番号付）を発行する。

(退会)

第5条 正会員または賛助会員がこの法人から退会しようとするときは、退会を希望する3か月前までに、この法人の理事長宛に退会届を提出しなければならない。

(会費)

第6条 正会員および賛助会員は、それぞれ会費を期日までに納入しなければならない。

2 会費の有効期間は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる1年とする。

3 正会員の会費は、年間100,000円とする。

4 賛助会員の会費は、一口300,000円、一口以上とする。

5 納入済みの会費は、特段の理由がない限り返還しない。

(変更)

第7条 この規則は、理事会の決議により変更することができる。

附則

1. この規則は、2018年11月5日から施行する。
2. この規則の改正は、2019年8月23日から施行する。
3. この規則の改正は、2021年9月3日から施行する。